

ひょうご安全の日推進事業 令和4年度助成事業のご案内



「ひょうご防災減災推進条例」に基づき、阪神・淡路大震災の経験と教訓を継承し安全・安心な社会づくりを推進するため、地域団体など県民の皆さんによる日々の生活の中で防災減災に取り組む「災害文化」を広める事業を支援します。

各助成事業の概要

(注意)本チラシは事業の概要を記載していますので、申請される場合には、必ず、「ひょうご安全の日推進事業 令和4年度助成事業の手引き」をお読みください。

[1] 全県・地域事業

1 実施団体: NPO、ボランティア団体、実行委員会、学生団体など

2 事業実施時期:

事業開始月	募集期間
令和4年 4月～令和4年11月	事業開始月の前々月20日まで
令和4年12月～令和5年 3月	令和4年 9月1日～9月30日

3 助成対象事業:

一般県民を対象として、次のいずれかの目的で実施される講演会、シンポジウム、啓発イベント等

- ① 震災で学んだ教訓を継承・発信する事業
- ② 災害への備えや対応について実践・発信する事業
- ③ 復興の過程で積み上げた経験を継承・発信する事業
- ④ 犠牲者を追悼し震災をおもい起こす事業
- ⑤ 震災以降の国内外の災害の教訓を共有・発信する事業
- ⑥ その他ひょうご安全の日推進事業としてふさわしいもの

4 申請可能回数:

年度内で申請できるのは1団体1回に限ります。

また、実践活動事業、自主防災組織強化支援事業及び若者支援事業との重複申請はできません。

5 助成金の額:

有識者等で構成する審査委員会で審査し、適正と認められた事業について予算の範囲内で助成金を交付します。

事業区分	助成対象となる事業費	助成上限額 (千円未満切捨)	助成率
全県事業 ※1	対象経費 10万円以上	80万円以内	対象経費の 1/2以内
地域事業 ※2	対象経費 4万円以上	40万円以内	

※1 複数の県民局、県民センター所管区域外からも多数の参加者が見込まれる事業

※2 概ね一つの県民局、県民センター所管区域内からの参加者が見込まれる事業

ひょうご安全の日推進県民会議

6 経費の加算:

経費の加算	内 容
① ひょうご防災特別推進員関連経費に対する加算 (上限5万円)	ひょうご防災特別推進員派遣制度に関連する資料代等の実費経費を助成額に上乗せして加算します。 (派遣経費は無料、別途申請要)
② 新ひょうご防災アクション購入経費に対する加算 (1冊:100円)	新ひょうご防災アクションの購入経費を、助成額に上乗せして加算します。(書籍代のみ)
③ 新型コロナウイルス感染防止経費に対する加算 (上限2万円)	新型コロナウイルス感染防止に係る衛生用品等の購入経費を、助成額に上乗せして加算します。

【注意】実施の結果、要した経費が上乗せ申請した経費より減少した場合は、実績に応じて減額します。

[2]- I 実践活動事業

1 実施団体:

- ①地域団体〔自主防災組織、自治会、マンション管理組合、まちづくり協議会等〕
 - ②学生グループ、NPO・ボランティア団体 ③学校 ④企業・事務所※
- ※企業、事務所が実施団体である場合は、地域住民の参加を要件とします。(学校が防災教育施設への見学を行う場合を除きます。)

2 申請期限:

事業開始月	募集期間
令和4年4月～令和5年3月	事業開始月の前月5日まで

3 助成対象事業:以下の①～⑤のいずれかの事業

- ①防災訓練、防災学習
事業例:防災訓練(避難誘導、初期消火訓練、土のうづくり等)、救命講習会、防災体験セミナー、災害図上訓練、「ハザードマップ」「マイ・タイムライン」づくり、人と防災未来センターへの見学等
- ②「マイ避難カード」の作成に係るワークショップ、避難訓練等
- ③避難行動要支援者の個別避難計画の策定
市町から避難行動要支援者名簿情報の提供を受けて、その提供のあった地区内の要支援者について定めるものに限りです。
- ④地区防災計画の策定
市町の地区防災計画として定められることを目的として市町防災会議に提案する案を策定するものに限りです。
- ⑤避難所自主運営マニュアルの策定
市町の指定避難所において、避難者による避難所の自主運営を行うために策定するものに限りです。

4 申請可能回数:

年度内で申請できるのは1団体1回に限ります。また、全県・地域事業、自主防災組織強化支援事業及び若者支援事業との重複申請はできません。(助成対象事業③～⑤により各種計画を策定する場合で、①②の助成事業を利用せずに自主防災組織強化支援事業を実施する場合を除く。)

5 助成金の額:

助成を希望する団体からの交付申請・実績報告を審査し、適正と認められるものについて予算の範囲内で助成金を交付します。

助成対象となる事業費	助成対象経費に対する助成額	
	助成対象経費	助成額
対象経費 2万円以上	2万円～10万円未満	助成対象経費と同額(全額助成)(千円未満切り捨て)
	10万円～20万円未満	10万円
	20万円～30万円未満	15万円
	30万円～40万円未満	20万円
	40万円～50万円未満	25万円
	50万円～	30万円

6 経費の加算:

経費の加算	内容
① ひょうご防災特別推進員関連経費に対する加算 (上限5万円)	ひょうご防災特別推進員派遣制度に関連する実費経費を助成額に上乗せして加算します。
② 新ひょうご防災アクション購入経費に対する加算 (1冊:100円)	新ひょうご防災アクションの購入経費は、助成額に上乗せして加算します。(書籍代のみ)
③ 訓練等に使用する資機材整備に対する加算 (上限10万円) ※1	防災訓練等に使用する防災資機材の整備に係る経費について、10万円を上限に助成額に上乗せして加算します。
④ 新型コロナウイルス感染防止経費に対する加算 (上限2万円)	新型コロナウイルス感染防止に係る衛生用品等の購入経費は、2万円を上限に助成額に上乗せして加算します。
⑤ 個別避難計画策定に関する加算 (定額5千円)	個別避難計画を5件(人)以上策定する活動に、定額5千円を助成額に上乗せして加算します。
⑥ 防災人材育成拠点研修宿泊施設利用に対する加算 (1千円/人:上限5万円)	防災・減災の研修に当り、防災人材育成拠点の研修宿泊施設(県広域防災センター内)に宿泊した利用者に対する経費を5万円を上限に助成額に上乗せして加算します(1千円/人)

【注意】実施の結果、要した経費が上乗せ申請した経費より減少した場合は、実績に応じて減額します。

※1 整備する防災資機材を活用した防災訓練、防災学習等を実施することが必要であり、防災資機材の整備のみを行う場合は対象となりません。

【助成対象事業③～⑤の利用にあたって】

1 計画等策定支援専門家派遣事業の利用:

個別避難計画等の策定にあたっては、〔2〕-Ⅱ計画等策定支援専門家派遣事業を併せて利用し、ワークショップ等を開催して計画等の策定に取り組むことを推奨します。

2 市町の計画等所管課との連携:

個別避難計画等の策定は、市町の防災活動と密接に関連するため、事業の実施にあたっては市町の所管課と連携し、市町の方針と整合性を図りながら必要に応じてその指導・協力を受けて実施するものとします。



【防災訓練】

3 策定した計画等の提出:

実績報告の際には、策定した計画又はマニュアルを提出してください。実施期間内に策定が終わらなかった場合は、期間終了時点での計画等の案と「計画等策定経過報告書」を提出してください。

[2]-II 計画等策定支援専門家派遣事業

個別避難計画、地区防災計画、避難所自主運営マニュアルを策定しようとする地域団体に指導・助言を行うため、ひょうご安全の日推進県民会議が登録した専門家を無償で派遣します。

なお、実践活動事業(個別避難計画等策定)助成金を利用せず、計画等策定支援専門家派遣事業のみ利用することも可能です。

1 派遣対象団体:

個別避難計画、地区防災計画、避難所自主運営マニュアルを策定しようとする地域団体

2 派遣実施期間:

実践活動事業(個別避難計画等策定)助成金の交付決定日(当事業のみ利用する場合はその派遣決定日)から原則として1年以内

3 派遣する専門家:

大学教員、防災士を中心に申請のあった事業内容に応じた専門家を派遣します。



【専門家派遣によるワークショップ】

4 派遣人数: 1回あたり2人まで

5 派遣回数: 原則として10回まで(1回あたり3時間以内)

[3] 自主防災組織強化支援事業

1 実施団体:

自主防災組織

2 申請期限:

事業開始月	申請期間
令和4年4月～令和5年3月	事業開始月の前々月20日まで

3 助成対象事業: 以下の①～③のいずれかの防災訓練

- ①避難行動要支援者対応を含む避難訓練
- ②避難所自主運営マニュアル又はそれと同等の訓練計画による避難所運営訓練
- ③その他特色ある訓練(例:夜間避難訓練等)

4 申請可能回数:

年度内で申請できるのは1団体1回に限ります。また、全県・地域事業、実践活動事業及び若者支援事業との重複申請はできません。(実践活動事業の助成対象事業③～⑤により各種計画を策定し、当事業を実施する場合を除く。この場合実践活動事業の助成対象事業①②の利用を不可とします。)

5 助成金の額:

交付申請・実績報告を審査し、適正と認められるものについて予算の範囲内で助成金を交付します。

助成対象経費に関する助成額	
助成率	助成額
10/10	32万円を上限(千円未満は切り捨て)

※助成額には、新型コロナウイルス感染防止に係る加算分を含みます。

※防災資機材の購入に対する助成額は、助成対象経費の2/3の範囲内とし、20万円を上限とします



【要支援者避難訓練】



【避難所運営訓練】

〔4〕防災リーダー活動支援事業

1 実施団体:

- ①市町域を単位とする防災リーダーの会、又は②同団体の設立を目指すグループ(10人以上)
(原則、市町を通じ一定の活動実態等が把握できる団体で、特定のエリアのみを活動地域とする団体を除く。)

2 申請期限:

事業開始月	申請期間
令和4年4月～令和5年3月	事業開始月の前々月20日まで

3 助成対象事業: 以下の①②のいずれかの事業

- ①防災リーダーの会が自主防災組織との訓練や防災講座を行う活動経費等
②防災リーダーの団体設立を目指すグループが、自主防災組織との訓練や防災講座を行う活動経費等(団体設立のための準備会合等に要する経費も一部対象)

4 申請可能回数:

年度内で申請できるのは1団体1回に限ります。また、全県事業・地域事業、実践活動事業及び若者支援事業との重複申請はできません。

5 助成金の額:

交付申請・実績報告を審査し、適正と認められるものについて予算の範囲内で助成金を交付します。

助成対象経費に関する助成額	
助成率	助成額
10/10	5万円を上限(千円未満は切り捨て)

6 経費の加算

経費の加算	内容
①アドバイザーに対する加算	3 助成対象事業 の②の場合、新たな防災リーダーの会設立に向けて、既設の防災リーダーの会等からアドバイザーを招聘するとき1回につき5千円(最大2回まで)加算します。
②新型コロナウイルス感染防止経費に対する加算(上限2万円)	新型コロナウイルス感染防止に係る衛生用品等の購入経費は、2万円を上限に助成額に上乗せして加算します。

【注意】実施の結果、要した経費が上乗せ申請した経費より減少した場合は、実績に応じて減額します。

[5]若者支援事業

1 実施団体:

28歳以下の者が構成員の3/4以上を占める県内のグループ(5人以上)

※過去に若者支援事業助成金の支給を受けたことがあるグループは対象となりません。

2 申請期限:

事業開始月	申請期間
令和4年4月～令和5年3月	事業開始月の前月5日まで

3 助成対象事業:

震災の経験・教訓の継承・活用や防災減災の重要性の訴求に資すると認められる事業(防災活動、防災訓練、イベント等)

※学校主導で行われる事業は対象となりません。(クラブ活動・同好会活動等は助成対象となります。)

4 申請可能回数:

申請できるのは1グループ1回に限ります。また、全県・地域事業、実践活動事業及び自主防災組織強化支援事業との重複申請は出来ません。

5 助成金の額:

交付申請・実績報告を審査し、適正と認められるものについて予算の範囲内で助成金を交付します。

助成対象経費に対する助成額	
助成率	助成額
10/10	10万円を上限(千円未満は切り捨て)

6 経費の加算

経費の加算	内容
新型コロナウイルス感染防止経費に対する加算(上限2万円)	新型コロナウイルス感染防止に係る衛生用品等の購入経費は、2万円を上限に助成額に上乗せして加算します。

【注意】実施の結果、要した経費が上乗せ申請した経費より減少した場合は、実績に応じて減額します。

●共通事項

実施団体: 本助成事業の対象となる実施団体は、いずれも団体規約等を有し、事業責任者、会計責任者等を明確にしている団体であることが必要です。また、名称が異なっても、構成員等が同様の団体は同一の団体とみなします。

実施場所: 原則として兵庫県内

助成額: 実績報告の際、助成対象経費が交付決定時から減額した場合は、実績額に応じた助成額に減額します。

お問い合わせ・資料請求先

【ひょうご安全の日推進県民会議事務局】〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

●全県・地域事業、実践活動事業、若者支援事業:

兵庫県防災支援課 TEL(078)362-9984 FAX(078)362-4459

●自主防災組織強化支援事業、防災リーダー活動支援事業:

兵庫県消防保安課 TEL(078)362-9819 FAX(078)362-9915

【申請窓口】

全県・地域事業、実践活動事業、若者支援事業:ひょうご安全の日推進県民会議事務局

自主防災組織強化支援事業(防災リーダー活動支援事業):自主防災組織の所在地の各市町の自主防災組織担当課

詳しくは、webサイトをご覧ください

ひょうご安全の日推進事業助成金

検索



スマートフォンの方はこちらのQRコードからどうぞ